

1 基本方針

(1) いじめに対する基本姿勢

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりえるという意識をもつ。

- ①いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守りとおす。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者と信頼関係を築き、地域や関係諸機関との連携を図る。

(2) 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校や家庭、地域が協力し、全力で実態把握に努める。

- ①生徒の声に耳を傾ける。
- ②生徒の行動に注視する。
- ③保護者と情報を共有する。
- ④地域と日常的に連携する。

(3) 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、学校いじめ対策推進教員をリーダーとして、生活指導部、スクールカウンセラーが中心となって、組織（いじめ防止委員会）で対応にあたり、詳細な事実確認に基づく早期の適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省、謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡をとり、いじめられた生徒のケアに努める。
- ⑦重大事態に対しては、教育委員会の指導の下、必要な調査等を速やかに行う。

(4) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、防止に向け自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②道徳、特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を活用する。
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することが絶対にないよう細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。
- ⑥教職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- ⑦地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 具体的な取り組み

(1) 相談体制の充実

- ① 学年でスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ② スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を活用し、学校の相談機能を高める。
- ③ スクールカウンセラーと心のふれあい相談員との連携を行い、情報の共有化を図る。
- ④ 緊急の窓口について周知徹底し、深刻な事案に迅速に対応できるようにする。

(2) 実態把握

- ① 生活指導部や学年を中心にアンケートやいじめのチェックリストの活用等を行う。
- ② アンケートの実施後は各学年・担任教諭が個別の聞き取りを行う。
- ③ 聞き取り後はいじめ問題解決に向けた迅速な事実確認と対応を行う。

3 教員の取り組み

- ① いじめ対策マニュアル、指導資料を活用する。
- ② 研修会に積極的に参加するようにする。
- ③ SNS 東京ノートを活用した生徒への指導を実施する。

4 生徒の自主的な取り組み

- ① 生徒が主体となって活動する場を設定する。
 - ・ 学園中人権宣言の作成。(生徒手帳に後日貼り付ける)
 - ・ 月別人権宣言の作成、生徒会だよりでの発表。
 - ・ 平成 30 年度 SNS 学園中ルールの作成。
(平成 28 年度作成)
 1. 22 時以降の SNS 利用しない。
 2. SNS 上に悪口を書かない。
 3. 相手のことを考えて SNS を利用する。
- ② 学校として、区が実施する「いじめ防止対策」の取り組み [いじめ一掃プロジェクト]
(ポスター製作、シンボルマーク製作、スローガン、いじめ撲滅宣言等) に積極的に参加し意識を高める。

5 ふれあい月間の取り組み

- ① 6 月、11 月、2 月に設定されている「ふれあい月間」の周知徹底を図る。
- ② 「ふれあい月間」にかかわる学習展開できるようにする。

6 教職員の指導力の向上

- ① いじめアンケート調査の結果を詳細に分析し、指導に生かす。
- ② 携帯電話、インターネット等を通して行われるいじめ防止のための講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

参考資料

- ・ 29 人権教育プログラム (学校教育編) P 124 ~ 127